

食の安全・安心確保交付金のうち

飼料の安全性の確保(継続)

I. ポイント

食品の安全性に対する国民の関心が高まる中、畜産物の生産資材である飼料の地域段階での安全性を確保することがより一層重要となっていることから、国と県が連携した指導体制の確立、飼料安全法に関する普及指導、飼料の安全性監視のための調査分析等を行う。

II. 事業の内容

(1) 関係機関が連携した指導体制の確立

飼料安全性確保対策に係る協議会の開催・参加、飼料業者情報共有システムの整備活用等により、関係機関における飼料の安全性確保対策の連携を図る。

(2) 飼料安全法令等に関する普及・監視及び指導

畜産農家、飼料等販売業者、地域流通飼料製造業者等を対象として、地区講習会、巡回指導、普及資料の配布、立入検査等により、飼料安全法令等の遵守に必要な知識の普及、遵守状況の監視及び指導を行う。

(3) 飼料の安全性監視のための調査分析の実施

地域流通飼料等における有害物質の分析等、安全性監視のための調査分析の実施により、地域流通飼料等の安全性確保を図る。

(項) 総合食料対策費

(大事項) 食の安全・安心の確保対策に必要な経費

(目) 消費・安全対策推進交付金

農畜水産物の安全性の確保のうち

飼料の安全性の確保

18' 17'

食の安全・安心確保交付金 2,702 (2,742)百万円の内数

III. 交付先 都道府県

IV. 交付率 定額

【消費・安全局 畜水産安全管理課】